



2025 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 abc 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

当社勝訴判決に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、株式会社キャネットクレジットとの連帯保証債務支払等請求事件における東京地方裁判所の当社勝訴判決に対して、株式会社キャネットクレジットより東京高等裁判所に控訴が提起されたことを本日付で受領した控訴状から確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴のあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所 2025 年 9 月 10 日
- (2) 控訴状が当社に送達された日 2025 年 11 月 19 日

2. 控訴提起に至った経緯

当社は、2025 年 8 月 28 日付「[訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ](#)」において開示いたしましたとおり、2025 年 8 月 28 日、東京地方裁判所民事第 43 部において、当社の主張が認められ、原告である株式会社キャネットクレジットの請求を棄却する判決が言い渡されました（当社勝訴）。訴訟費用は原告の負担とされました。

しかしながら、株式会社キャネットクレジットはこの第一審判決を不服として、2025 年 9 月 10 日付で東京高等裁判所に控訴を提起したものととなります。

3. 控訴を提起した者の概要

(1)	名 称	株式会社キャネットクレジット
(2)	所 在 地	京都府京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町 296 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 榎本 幸雄

4. 控訴の概要

(1) 控訴の内容

連帯保証債務支払等請求事件に関する控訴

(2) 控訴の趣旨及び目的の価額

- ・ 原判決中の控訴人が敗訴した部分を取り消すこと
- ・ 295,516,920 円、およびこれに対する支払い利息を請求する

5. 今後の見通し

第一審である東京地方裁判所は、当社の主張を認め、原告の請求を棄却する判決を言い渡しました。当社といたしましては、第一審判決は正当なものと考えており、控訴審においても引き続き当社の正当性を主張し、適切に対応してまいります。

なお、現時点において本件控訴が当期業績に与える影響はないものと考えております。

今後、業績に影響を及ぼす事象が発生した場合、又は訴訟の進展により開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上